

2026年
夏号
Summer

お金とくらしの JA通信

＼相続の専門家がお届けします／
fpフェアリンク(株)
白浜 仁子
Shirahama Tomoko

お金とくらしに役立つピックスをお届けします。

大切な家族に想いを伝える遺言書 ～JAの遺言信託のご案内～



©よりぞう

● 「遺言」は家族へのメッセージ

遺言書は、亡くなった後の財産の分け方を自分の意思で決めておける手段です。遺言書がない場合は、民法に基づいて相続人同士で話し合いながら分けることになります。一方、遺言書があれば、相続人以外の人や団体に財産を分けることもでき、想いや考えを伝えることも可能です。また、あらかじめ分け方を示すことで、相続人同士のトラブル防止につながり、手続きも円滑に進めやすくなります。結果として、家族の負担軽減にもつながるでしょう。

相続発生時に遺言書が

ある場合のメリット

- ・自分の意思を反映できる
- ・財産分与が明確
- ・事業承継を進めやすい
- ・トラブル防止につながる
- ・手続きがスムーズ

ない場合のデメリット

- ・相続人で話し合いが必要
- ・農地を集約できない可能性
- ・相続人間でトラブルが起こる可能性
- ・手続きが煩雑になる可能性



● 遺言信託とは

JAの遺言信託は、相続全般について相談しながら「公正証書遺言」（公証人が内容を記録して作成する、法的効力と信頼性の高い遺言書）を作成できるサービスです。お客様の状況をよく知るJA担当者と一緒に、JAグループである農中信託銀行の財務コンサルタントから専門的なアドバイスを受けられるため、安心して進めることができます。作成した「公正証書遺言」は、農中信託銀行によって適切に保管*され、年2回、内容や状況の確認を行いながら、必要に応じた見直しの相談も可能です。長期にわたって安心して備えられる点が特徴です。

*農中信託銀行が適切と認める者に再寄託する場合があります。

＼こんな方におすすめ／

✓ 農業などの事業後継者に資産を まとめたい方

遺言により、農地などの事業資産が分散するのを防ぎ、経営基盤を安定して承継できます。

✓ 円滑な遺産分割に不安のある方

事前に遺言書を作成しておくことで、相続人同士のトラブルの未然防止につながり、スムーズな手続きが可能になります。

✓ 大切にしたい想いがある方

長年連れ添った配偶者の生活を第一に考えたいなど、一人ひとりのご希望に沿った財産配分を検討できます。

教えて! JAさんQ&A

Q 遺言信託って、普通の遺言と何が違うの?

A 遺言信託は、遺言書の作成や保管、そしてご希望に合わせて執行までを一体サポートするサービスです。JAの遺言信託は、一般的な遺言作成と比べ、JA担当者と一緒に農中信託銀行の財務コンサルタントのアドバイスを受けながら進めるため、より安心して備えられます。

先祖代々受け継いできた農地や自宅、そして自分が築いてきた財産を、どのように次の世代へ引き継ぐのかはとても重要なことです。その意思を形にする手段が遺言書であり、特に、「公正証書遺言」は法律に沿った確実な形で残すことができます。

一般に遺言書は、作成や保管、そして作成後の見直しを自分で行う必要があります。また、相続には法律上のルールがあり、一定の相続人には「遺留分」と呼ばれる最低限の取り分が認められているため、遺言書作成時にはトラブルを防ぐ視点も欠かせません。こうした大切なことを、普段からよく知るJA担当者と一緒に、農中信託銀行の財務コンサルタントのアドバイスを受けながら進められるのがJAの遺言信託です。作成後の保管や定期的な見直し、さらに必要に応じて遺言の執行まで一貫して任せることができます。遺言書を作るだけでなく、その後も定期的に財産の状況や考えを確認しながら継続してサポートするため、自分の意思を確実に形にできます。また、遺言信託は、自分だけでなく家族にとっても安心な仕組みです。

「何かあったらJAに相談すれば大丈夫」と思える体制を整えておくことは、大きな備えといえるでしょう。

※農中信託銀行所定の審査、費用が発生しますので、詳しくは最寄りのJAまでお問い合わせください。

JAの遺言信託の特徴

●コースの選択が可能

「管理コース※1」「執行コース※2」から選択できます

※1 遺言書の作成支援・保管・返却を行う

※2 相続発生後に農中信託銀行が遺言執行者として手続きを行う

●公正証書での作成

相続時のトラブルを確実に防ぐため、「公正証書遺言」を作成し、農中信託銀行が大切にお預かりします

●将来の備えも万全

定期的な遺言内容の確認を通じて、遺言者の「今の想い」に適した状態を保つことができます

●JA職員のサポート

農中信託銀行の財務コンサルタントとJA職員が寄り添い、安心のサポートを提供します

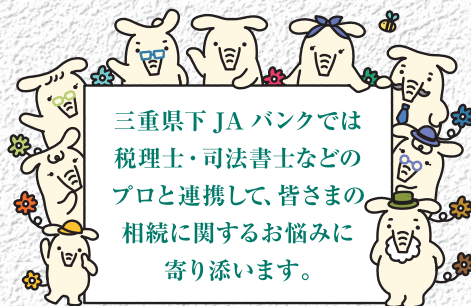
相続のこと お気軽にご相談ください!!

相続税の
一般的な相談

相続税の
概算の試算

生前対策に
関する相談

遺言信託に
関する相談 (※)



※三重県下JAでは、JAグループの信託銀行である農中信託銀行の代理店として以下のJAで遺言信託を取り扱っています。

JA みえきた / JA 鈴鹿 / JA 津安芸 / JA みえなか / JA 多気郡 / JA 伊勢 / JA いがふるさと

※各代理店が行う遺言信託代理店業務は契約締結の媒介です。

※遺言信託には所定の費用等が必要となります。また、身分に関する事項についてはお引き受けできません。